

個人市県民税について

個人市県民税は、一定額以上の所得がある方に、その所得の額に応じて負担していただく税金です。各個人の前年（1月1日から12月31日）の所得に基づいて課税されます。

個人市県民税を納める人

その年の1月1日に、掛川市内に住所がある人

※1月2日以降に掛川市外へ転出した場合でも、その年度の個人市県民税は掛川市に納めなければなりません。

納期

毎年6月中旬に市から送付する納税通知書により次の納期に納めていただきます。
7月5日(第1期) / 9月5日(第2期) / 11月5日(第3期) / 1月5日(第4期)
※納期限日が土曜日・日曜日または祝祭日の場合は翌営業日

※あななへの勤務先があななへの給与から個人市県民税を払う場合、支払いは毎月(6月から翌年5月まで)です。会社に勤めていても、会社があななへの給与から払ってくれない場合は、自分で個人市県民税を払う必要があります。

〒436-8650

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 市税課 市民税係

電話:0537-21-1136